

栃木県認知症介護研修事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成28年3月31日付け老発第0331第2号厚生労働省老健局長通知（別紙）。以下「要綱」という。）及び認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日付け老計発第0331007号。以下「運営通知」という。）に規定するもののほか、県が実施する認知症介護研修事業について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は栃木県とする。ただし、次条第1号、第2号及び第5号から第7号までの研修については社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会（以下「栃木県済生会」という。）に、同条第3号及び第4号の研修については要綱別記の認知症介護研究・研修センター（東京センター）（以下「東京センター」という。）に委託して実施するものとする。

(研修の目的)

第3条 認知症介護研修の目的は、次のとおりとする。

(1) 認知症介護基礎研修

認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得する。

(2) 認知症介護実践研修

ア 実践者研修

認知症介護の理念、知識及び技術を修得する。

イ 実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識及び技術をさらに深め、介護保険施設・事業所等において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

(3) 認知症介護指導者養成研修

認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成する。

(4) 認知症介護指導者フォローアップ研修

最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得することにより、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整える。

(5) 認知症対応型サービス事業管理者研修

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理運営していく上で必要な知識及び技術を修得する。

(6) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得する。

(7) 認知症対応型サービス事業開設者研修

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を運営していく上で必要な知識を修得する。

(とちぎ認知症介護研修センター)

第4条 栃木県済生会は、第2条の規定により委託を受けた研修の実施に当たっては、「とちぎ認知症介護研修センター」（以下「実施施設」という。）その他知事と協議して定める施設において行うものとする。

2 栃木県済生会は、実施施設に所長、研修責任者、その他必要な職員を置いて、適正に研修を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

(研修の対象者)

第5条 認知症介護研修の対象者は、次のとおりとする。

(1) 認知症介護基礎研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等とする。

(2) 認知症介護実践研修

ア 実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、身体介護に関する基本的知識及び技術を修得しており、概ね2年程度の実務経験を有する者のうち、知事が適当と認めたもの

イ 実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、概ね5年以上の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む。以下同じ。）の修了後1年を経過している者のうち、知事が適当と認めたもの

(3) 認知症介護指導者養成研修

次のア～オのすべてを満たす者のうち、知事が適当と認めたもの

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずるもの

イ 次のいずれかの要件に該当する者であって、概ね5年以上の介護実務経験を有するもの

(ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

- ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると知事が認めた者
 - エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
 - オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- (4) 認知症介護指導者フォローアップ研修
- 次のア及びイの要件をすべて満たす者のうち、知事が適当と認めたもの
 - ア 次のいずれかの要件に該当する者
 - (ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事している者
 - (イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
 - イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経過している者
- (5) 認知症対応型サービス事業管理者研修
- 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修を修了している者のうち、知事が適当と認めたもの
- (6) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修を修了しているもののうち、知事が適当と認めたもの
- (7) 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者又は代表者になることが予定される者であって、知事が適当と認めたもの

(受講の手続等)

第6条 認知症介護研修の受講の申込みは、受講を希望する者の所属する介護保険施設・事業所等の長が行うものとする。この場合において、認知症介護実践研修（受講希望者が介護保険法上の指定基準に係る者である場合に限る。）、認知症介護指導者養成研修（受講希望者が地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所に従事する場合に限る。）、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症対応型サービス事業開設者研修については、受講希望者の所属する介護保険施設・事業所等の所在する市町村の長を経由して行うものとする。

2 知事は、前項の受講の申込みに基づき、介護保険法上の指定基準該当の状況、市町村長の

推薦の状況、過去の申込みの状況、同一の介護保険施設・事業所等における研修修了者の状況等を勘案し、受講者を決定するものとする。

(受講決定の取消し)

第7条 知事は、前条第2項の決定をした後、当該受講者が受講要件を満たしていないことが判明したとき又は受講者が研修を怠る等受講者としてふさわしくない行為をしたときは、同項の決定を取り消すことができる。

(修了証書の交付等)

第8条 知事は、各研修課程の全科目を修了した者に対して、それぞれ別紙により修了証書を交付する。ただし、認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修については、東京センターの長が修了証書を交付する。

2 知事は、各研修の修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

(受講者派遣施設の責務)

第9条 受講者の所属する介護保険施設・事業所等の長は、受講者の研修受講に配慮するとともに、研修期間中における介護保険施設・事業所等の利用者の処遇が低下することのないよう努めなければならない。

(受託者の責務)

第10条 東京センター及び栃木県済生会は、事業計画を策定するとともに、事業に必要な講師の確保及び研修生の受入れ準備等、実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

2 栃木県済生会は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するものとする。

(費用)

第11条 研修の実施に必要な費用のうち、教材等に係る実費相当分については、受講者の所属する介護保険施設・事業所等が負担する。

2 知事は、必要と認める場合、認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修における受講者派遣に要する経費について、所属する介護保険施設・事業所等に対し、予算の範囲内で補助するものとする。

(受講者の責務)

第12条 受講者は、研修に意欲的に参加するとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

2 受講者は、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、研修期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、認知症介護研修について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成14年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成16年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成17年2月分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成18年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の事業から適用する。

(別紙)

第 号

修了証書

氏名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める

認知症介護基礎研修
認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）
認知症対応型サービス事業管理者研修
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
認知症対応型サービス事業開設者研修

を修了したことを証します。

年 月 日

栃木県知事 ○○ ○○